

高知県立都市公園条例施行規則をここに公布する。

○高知県立都市公園条例施行規則

(平成 17 年 3 月 29 日規則第 57 号)

改正 平成 17 年 6 月 30 日規則第 94 号の 2 平成 17 年 10 月 21 日規則第 143 号
平成 18 年 9 月 19 日規則第 99 号 平成 18 年 12 月 1 日規則第 127 号
平成 19 年 1 月 4 日規則第 1 号 平成 19 年 2 月 20 日規則第 5 号
平成 19 年 8 月 21 日規則第 90 号 平成 19 年 9 月 29 日規則第 113 号
平成 19 年 10 月 9 日規則第 118 号 平成 20 年 3 月 14 日規則第 14 号
平成 25 年 3 月 31 日規則第 17 号 平成 25 年 11 月 5 日規則第 52 号
平成 26 年 3 月 28 日規則第 25 号 平成 28 年 4 月 28 日規則第 34 号
平成 28 年 12 月 27 日規則第 80 号

高知県立都市公園条例施行規則

高知県立都市公園条例施行規則(昭和 54 年高知県規則第 51 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立都市公園条例(平成 17 年高知県条例第 7 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により行為の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式による行為許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規定により行為の変更の許可を受けようとする者は、別記第 2 号様式による行為変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(供用日時及び時間外供用)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する都市公園の供用日及び供用時間並びに時間外供用は、別表に定めるとおりとする。

(特定公園施設の利用の許可の申請等)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規定により同条に規定する特定公園施設(以下「特定公園施設」という。)を利用しようとする者は、別記第 3 号様式による利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは別記第 4 号様式による利用許可書を当該申請をした者に交付するものとし、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第 10 条第 1 項の規定により利用の変更の許可を受けようとする者は、別記第 5 号様式による利用変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特定公園施設のうち次の表の中欄に掲げる施設を個人(高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門及びのいち動物公園並びにオートキャンプ場及び多目的棟の多目的棟にあっては、個人又は 20 人以上の団体(以下この項にお

いて「団体」という。))が利用する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる各様式による入場券、入園券又は利用券を購入することをもって、条例第 10 条第 1 項の利用の許可を受けたものとみなす。

都市公園名	特定公園施設名	様式名
高知公園	高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門	個人の入場券 別記第 5 号様式の 2
		個人が公益財団法人高知県観光コンベンション協会が知事の承認を得て発行する割引券を提出した場合の入場券及び団体の入場券 別記第 5 号様式の 3
		条例第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が取り扱う場合の個人及び団体の入場券 別記第 5 号様式の 4
野市総合公園	のいち動物公園	個人の入園券 別記第 6 号様式
		団体の入園券 別記第 7 号様式
		個人の年間入園券 別記第 8 号様式
春野総合運動公園	テニスコート	別記第 9 号様式
	体育館のトレーニング室	別記第 10 号様式
	陸上競技場(共用の場合)	別記第 11 号様式
	水泳場(共用の場合)	別記第 12 号様式
	射撃場(共用の場合)	別記第 13 号様式
	アーチェリー場(共用の場合)	別記第 14 号様式
土佐西南大規模公園	テニスコート	別記第 15 号様式
	オートキャンプ場及び多目的棟	別記第 16 号様式

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特定公園施設のうち高知公園の駐車場を利用する場合は、別記第 16 号様式の 2 による駐車券の交付を受けることをもって、条例第 10 条第 1 項の利用の許可を受けたものとみなす。
- 6 条例第 3 条第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に条例第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる業務を行わせる場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「別記第 3 号様式による」とあり、「別記第 4 号様式による」とあり、「別記第 5 号様式による」とあり、「同表の右欄に掲げる各様式による」とあり、及び「別記第 16 号様式の 2 による」とあるのは「指定管理者が定める」とする。

(添付図面)

第5条 条例第16条の図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 縮尺1,000分の1以上の位置図で縮尺、方位、申請箇所、目標となる地形又は地物等を表示したもの
- (2) 縮尺500分の1以上の実測平面図で縮尺、方位、申請地内における工作物又は施設の位置等を表示したもの
- (3) 縮尺250分の1以上の丈量図で縮尺、方位、面積計算等を表示したもの
- (4) 縮尺100分の1以上の構造図で土地の形状変更を伴う場合にあっては縦断図、横断図等を、工作物を設置する場合にあっては平面図、立面図、側面図、意匠配色図等を添付したもの

2 前項の規定にかかわらず、知事が軽易な変更であると認める場合は、同項各号に掲げる図面の一部の添付を省略することができる。

(通常以上に電力を消費する場合に加算する利用料の額)

第5条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第5の備考13の規則で定める利用料の額は、原価計算を基礎として知事が定める額とする。

(減免を受けることができる大会、催し等)

第6条 条例別表第6の障害者の福祉の増進を目的とする大会又は催しのうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する大会又は催しとする。

(1) 各種障害者団体が主催し、かつ、主として障害者のための大会又は催しであるもの

(2) 障害者の福祉の増進のために開催される大会又は催しであるもの

2 条例別表第6の知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体に係る規則で定める条件は、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から利用料又は利用料金に対する助成を受けるものであることとする。

3 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める使用料は条例別表第2に規定する公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合の使用料とし、当該規則で定める条件は県が他の地方公共団体から土地を無償で借り受けて設置した都市公園の敷地内において当該地方公共団体が公園施設を設置する場合とし、減免する額について当該規則で定める額は当該使用料の額に相当する額とする。

4 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める占用料又は広告出展料は条例別表第3に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る占用料又は条例別表第4に規定する競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展に係る広告出展料とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

条件	減免する額
(1) 国若しくは地方公共団体又はこれらにより構成される実行委員会等の任意団体が主催し、又は共催する催しで、都市公園の設置目的に沿い、かつ、都市公園の機能を著しく高めると知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	当該占用料又は広告出展料の額に相当する額
(2) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第4号に規定する自主防災組織をいう。次項において同じ。)が主催し、又は共催する防災訓練等で、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	

- 5 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する利用料とし、当該規則で定める条件は国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織が主催し、又は共催する防災訓練等で、知事が特に必要があると認める特定公園施設の利用である場合とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額に相当する額とする。
- 6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料(以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。)及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料(以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。)とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面(「高知県立施設等無料入場券」の記載があるものに限る。以下同じ。)を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合	当該利用料の額に相当する額
	(2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	
	高知県教育委員会が特に必要があると認める場合	高知県教育委員会が定める額
のいち動物公園の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合	当該利用料の額に相

	(2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	当する額
--	---	------

7 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する土佐西南大規模公園のオートキャンプ場の宿泊利用の利用料とし、当該規則で定める条件は1月4日から2月末日まで及び10月1日から12月28日までの期間内に利用する場合(1月3日から同月4日まで及び9月30日から10月1日までの宿泊利用の場合を含まないものとし、当該期間内の土曜日から日曜日まで及び日曜日から月曜日までの宿泊利用(2月末日又は12月28日が土曜日又は日曜日であるときの2月末日又は12月28日からその翌日までの宿泊利用を含む。)の場合を除く。)とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額の2割に相当する額とする。
(使用料等の減免の申請等)

第7条 条例第21条の規定に基づき特定公園施設の使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、別記第17号様式による使用料等減免承認申請書を第4条第1項の規定による利用許可申請書とともに知事に提出しなければならない。ただし、条例別表第6の身体障害者手帳を所持する者、療育手帳を所持する者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、戦傷病者手帳を所持する者及び被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの者を直接介護又は介助するために必要な者、前条第6項の知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者並びに同条第7項の規定により利用料の減額を受ける者については、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による申請があった場合において、使用料等の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による使用料等減免承認通知書により、承認をしないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。
(利用料の還付の請求等)

第8条 条例第22条ただし書に規定する知事が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可を受けた者の責任によらない理由で利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用料を還付することが適当であると認めるとき。

2 条例第22条ただし書の規定に基づき利用料の還付を受けようとする者は、別記第19号様式による利用料還付請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、利用料の還付を決定したときは別記第20号様式による利用料還付決定通知書により、還付をしないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。
(利用料金の承認の申請)

第9条 指定管理者は、条例第24条第1項前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第21号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第24条第1項後段の規定により知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第22号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第10条 条例第28条の規則で定める申請書は、別記第23号様式によるものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものが、条例第28条の規定による申請の際に同条第1号の事業計画書のほかに提出する書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該指定を受けようとするものがグループ(指定管理者の指定を受けるために複数の法人その他の団体により構成される団体をいう。以下この条において同じ。)であるときは、第2号から第4号までに掲げる書類は、当該グループを構成する法人その他の団体について提出するものとする。

(1) 条例第27条第1項各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第29条第3項の規則で定める事項は、指定管理者(指定管理者がグループの場合にあっては、当該グループを代表する法人その他の団体)の代表者の氏名とする。

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第11条 条例第38条第1項第1号の規則で定める場所は、県庁前の掲示場とする。

2 条例第38条第2項に規定する保管工作物等一覧簿の様式は、別記第24号様式とする。

3 条例第38条第2項の規則で定める場所は、高知県土木部公園下水道課とする。

4 条例第41条に規定する受領書の様式は、別記第25号様式とする。

(届出)

第12条 条例第42条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書により行わなければならない。

(1) 条例第42条第1号に規定する場合 別記第26号様式

(2) 条例第42条第2号に規定する場合 別記第27号様式

(3) 条例第42条第3号に規定する場合 別記第28号様式

(4) 条例第42条第4号又は第6号に規定する場合 別記第29号様式

(5) 条例第42条第5号に規定する場合 別記第30号様式

(損傷等の届出)

第 13 条 都市公園の施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事又は指定管理者に届け出なければならない。

(書類の経由)

第 14 条 高知県立都市公園に関して法令等の規定に基づき知事に提出する書類は、所管の土木事務所長を経由しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立都市公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧規則別記様式は、この規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 17 年 6 月 30 日規則第 94 号の 2)

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 21 日規則第 143 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 19 日規則第 99 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日規則第 127 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県懐徳館の入場料金等に関する規則の廃止)

2 高知県懐徳館の入場料金等に関する規則(昭和 51 年高知県規則第 43 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 1 月 4 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 20 日規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 8 月 21 日規則第 90 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 29 日規則第 113 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 9 日規則第 118 号)
この規則は、平成 19 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日規則第 14 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 17 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 5 日規則第 52 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日規則第 25 号)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日規則第 34 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(一年一月一日規則第一号)
この〇〇は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 供用日及び供用時間

都 市 公 園 名	公園施 設名	供用日	供用時間
-----------------------	-----------	-----	------

高知公園	高知城 天守・ 懐徳 館・東 多聞・ 廊下門	1月2日から12月25日までの 毎日	午前9時から午後5時まで
	駐車場	1月1日から12月31日までの 毎日	午前7時30分から午後6時30分まで (観光バスにあっては、この供用時間以外 の時間(以下「供用時間外」という。)に おいても利用することができるが、供用 時間外においては駐車場に入場し、又は 駐車場から出場することはできない。)
室戸 広域 公園	野球場 運動広 場 屋内運 動場 雨天練 習場 屋根付 き多目 的広場 会議室 附属設 備	1月4日から12月28日までの 毎日	午前8時30分から午後5時まで
野市 総合 公園	のいち 動物公 園	1月2日から12月26日までの 期間のうち月曜日(月曜日が国民 の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第3条に規定する 休日(以下この表において「休 日」という。)に該当するとき は、その翌日以後の直近の休日 以外の日)を除く日	午前9時30分から午後5時まで
春野 総合 運動 公園	野球場 ソフト ボール 場 運動広 場 多目的 広場 テニス	1月4日から12月28日までの 毎日	午前8時30分から午後5時まで

	コート 体育館 球技場 陸上競 技場 水泳場 屋内運 動場 射撃場 アーチ ェリー 場 相撲場 会議室 附属設 備		
土 佐 西 南 大 規 模 公 園	集会所 球技場 テニス コート オート キャン プ場 多目的 棟 体育館 運動広 場 会議室 大方地 区キャン プ場 多目的 芝生広 場 附属設 備	1月4日から12月28日までの 期間のうち火曜日を除く日(オー トキャンプ場及び多目的棟並び に附属設備にあつては1月1日 から12月31日までの毎日、大 方地区キャンプ場及び附属設備 にあつては4月1日から10月3 1日までの毎日)	午前8時30分から午後5時まで(オー トキャンプ場及び大方地区キャンプ場並び に附属設備にあつては利用区分に応じ午 後3時から翌日の午後1時まで又は午前 10時から午後4時まで、多目的棟及び附 属設備にあつては利用区分に応じ午前8 時30分から午後5時まで又は午後3時 から翌日の午前11時まで)

2 時間外供用

都市公園名	公園施設名	時間外供用する期間	時間外供用する時間
室戸広域公 園	野球場 運動広場 屋内運動場	5月1日から6月30日までの 毎日	午後5時から午後7 時まで
		7月1日から8月31日までの	午前6時から午前8

	雨天練習場 屋根付き多目的広場 会議室 附属設備	毎日	時 30 分まで 午後 5 時から午後 7 時まで
		9 月 1 日から 9 月 30 日までの 毎日	午後 5 時から午後 7 時まで
春野総合運 動公園	野球場	4 月 1 日から 9 月 30 日までの 毎日	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 午後 5 時から午後 6 時まで
	ソフトボール場 運動広場(運動広場A を除く。) 多目的広場 球技場	3 月 1 日から 4 月 30 日までの 毎日	午後 5 時から午後 6 時まで
		9 月 1 日から 9 月 30 日までの 毎日	
		5 月 1 日から 8 月 31 日までの 毎日	午前 6 時から午前 8 時 30 分まで 午後 5 時から午後 8 時まで
	運動広場A 陸上競技場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの 毎日	午前 6 時から午前 8 時 30 分まで 午後 5 時から午後 9 時まで
	テニスコート 体育館	1 月 4 日から 12 月 28 日までの 毎日	午後 5 時から午後 9 時まで
	水泳場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの 毎日	午後 5 時から午後 8 時 30 分まで
	屋内運動場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの 毎日	午後 5 時から午後 9 時まで
	射撃場 アーチェリー場	5 月 1 日から 9 月 30 日までの 毎日	午後 5 時から午後 7 時まで
	相撲場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの 毎日	午後 5 時から午後 9 時まで
土佐西南大 規模公園	集会所	火曜日を除く 1 月 4 日から 12 月 28 日までの毎日	午後 5 時から午後 9 時まで
	球技場 多目的芝生広場	火曜日を除く 5 月 1 日から 9 月 30 日までの毎日	午後 5 時から午後 7 時まで
	テニスコート 体育館	火曜日を除く 3 月 1 日から 11 月 30 日までの毎日	午後 5 時から午後 9 時まで
		火曜日を除く 12 月 1 日から 2 月 28 日までの毎日	午後 5 時から午後 8 時まで
	多目的棟	1 月 1 日から 12 月 31 日までの	午後 5 時から午後 9

		毎日	時まで
	運動広場	火曜日を除く1月4日から12月28日までの毎日	午後5時から午後9時まで

別記第1号様式(第2条関係)

都市公園内行為許可申請書
[別紙参照]

第2号様式(第2条関係)

都市公園内行為変更許可申請書
[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

特定公園施設利用許可申請書
[別紙参照]

第4号様式(第4条関係)

特定公園施設利用許可書
[別紙参照]

第5号様式(第4条関係)

特定公園施設利用変更許可申請書
[別紙参照]

第5号様式の2(第4条関係)

高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門入場券(個人)
[別紙参照]

第5号様式の3(第4条関係)

高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門入場券(団体・割引券提出)
[別紙参照]

第5号様式の4(第4条関係)

高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門(業者取扱い)
[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

高知県立のいち動物公園入園券
[別紙参照]

第7号様式(第4条関係)

高知県立のいち動物公園入園券
[別紙参照]

第8号様式(第4条関係)

高知県立のいち動物公園年間入園券
[別紙参照]

第9号様式(第4条関係)

(その1) 高知県立春野総合運動テニスコート利用券
[別紙参照]

(その2) テニスコート利用券
[別紙参照]

(その3) テニスコート照明設備利用券
[別紙参照]

第10号様式(第4条関係)

(その1) 高知県立春野総合運動公園体育館トレーニング室利用券
[別紙参照]

(その2) 体育館トレーニング室利用券
[別紙参照]

第11号様式(第4条関係)

(その1) 高知県立春野総合運動公園陸上競技場利用券
[別紙参照]

(その2) 陸上競技場トレーニング室共用利用券

[別紙参照]

(その3) 陸上競技場共用利用券

[別紙参照]

第12号様式(第4条関係)

(その1) 高知県立春野総合運動公園水泳場利用券

[別紙参照]

(その2) 水泳場利用券

[別紙参照]

(その3) 高知県立春野総合運動公園水泳場利用券(回数券)

[別紙参照]

第13号様式(第4条関係)

高知県立春野総合運動公園射撃場利用券

[別紙参照]

第14号様式(第4条関係)

高知県立春野総合運動公園アーチェリー場利用券

[別紙参照]

第15号様式(第4条関係)

高知県立土佐西南大規模公園テニスコート利用券

[別紙参照]

第16号様式(第4条関係)

高知県立土佐西南大規模公園オートキャンプ場・多目的棟利用券

[別紙参照]

第16号様式の2(第4条関係)

高知公園駐車券

[別紙参照]

第17号様式(第7条関係)

特定公園施設使用料等減免承認申請書
[別紙参照]

第 18 号様式(第 7 条関係)

特定公園施設使用料等減免承認通知書
[別紙参照]

第 19 号様式(第 8 条関係)

特定公園施設利用料還付請求書
[別紙参照]

第 20 号様式(第 8 条関係)

特定公園施設利用料還付決定通知書
[別紙参照]

第 21 号様式(第 9 条関係)

高知県立都市公園特定公園施設利用料金承認申請書
[別紙参照]

第 22 号様式(第 9 条関係)

高知県立都市公園特定公園施設利用料金変更承認申請書
[別紙参照]

第 23 号様式(第 10 条関係)

指定管理者指定申請書
[別紙参照]

第 24 号様式(第 11 条関係)

保管工作物等一覧表
[別紙参照]

第 25 号様式(第 11 条関係)

受領書

[別紙参照]

第 26 号様式(第 12 条関係)

公園施設設置・都市公園占用工事完了届

[別紙参照]

第 27 号様式(第 12 条関係)

公園施設設置(管理)・都市公園占用廃止届

[別紙参照]

第 28 号様式(第 12 条関係)

都市公園原状回復届

[別紙参照]

第 29 号様式(第 12 条関係)

監督処分に伴う工事完了届

[別紙参照]

第 30 号様式(第 12 条関係)

権利変更届

[別紙参照]